

議 長 日程第1「一般質問」を行います。
昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第8号 飯田一君の一般質問を許します。登壇願います。

6 番 飯 田 皆さん、おはようございます。受付番号第8号、質問議員第6番 飯田一。
件名、消防力の強化と安心・安全の取り組みは。

要旨、昨年12月、糸魚川で大きな火災が発生し、またテレビなどでは毎日のように火災のニュースが流れています。私の近辺でも昨年、一昨年と連続で火災が発生しています。町の安心・安全は、警察・消防に守ってもらわなければなりません。そこでお尋ねします。

(1) 近年の松田町での火災発生件数の状況はいかがでしょう。

(2) 松田町消防団の団員の定員は140名となっていますが、充足していますか。また、装備や備品等についてはいかがでしょう。

(3) 消火作業は常に危険と隣り合わせです。危険に見合った報酬、手当等の待遇は十分でしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会2日目、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、飯田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1つ目の、初めにですね、小田原市消防本部管内の建物火災の発生件数を年別に申し上げますと、平成25年で51件、平成26年で47件、平成27年で34件、平成28年が52件となっております。

林野火災は、平成25年1月以降では、平成29年1月に2件発生しております。

本町の年別建物火災発生件数は、平成25年で2件、平成26年は0件、平成27年は1件、平成28年は3件、平成29年に入りまして、2月末までに1件発生しているということが現状でございます。

林野火災は、平成25年1月から現在まで、発生しておりません。

2つ目の御質問につきまして、消防団員の定員は、平成29年1月1日現在で、定員数140名に対しまして、実員131名で、充足率は、93.6%となっております。

欠員につきましては、松田地区分団で4名、寄地区分団で5名、計9名とい

うふうになっております。欠員の要因につきましては、新入団員としての勧誘にもお伺いをさせていただき、仕事と両立しそうにないとか、家族との時間を減らしたくないとか、また、御両親が反対されて、本人に会わせてもらえないとか、家族に反対されてるなどなどの理由で、お断りになられてるというふうにも伺っております。

このような中、消防団活動に御尽力をいただいている消防団を応援する取り組みとしまして、神奈川県では平成28年4月から、かながわ消防団応援の店登録制度を県と神奈川県消防協会との共同事業として開始をしております。

この制度は、地域防災のために活動されている消防団員の方を、地域ぐるみで応援することを目的とされております。この制度に御賛同いただいた事業者の店舗や施設の御協力によって、消防団員の方々などを対象に、割引や特典のサービスを受けることができる事業でございます。現在松田町では、3店舗の方に御協力をいただいているのが現状でございます。

本町のこれからの取り組みといたしまして、平成29年度から松田町商工振興会の御協力をいただきまして、消防団員が訪れた際に割引などサービスが受けられる、町独自の消防団応援店登録制度を進めて、消防団に入っただけの環境づくりを進めていく予定でございます。

また、装備や備品等の整備につきましては、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けまして、平成26年2月に「消防団の装備の基準」が改正され、本町におきましても装備の充実を図っていたところでございます。平成27年度は、耐切創手袋を全団員に配備し、平成28年度には、拡声器を全分団に整備しているところでございます。また、防火衣、防塵眼鏡、防塵マスクにつきましては順次整備中でありまして、平成29年度も購入を予定しているところでございます。

3点目の質問にお答えをさせていただきます。消防団員の皆様は、本業を持ちながら、町民の生命、財産を守るため、火災の予防、警戒及び鎮圧、地震、風水害等の警戒及び現場対応、災害時の救助、自治会、自主防災会への指導等々の業務や消防力向上のために、機械器具点検、各種訓練を実施していただいているところに対し、心より感謝をしてるところでございます。

さて、消防団の報酬につきまして、一般団員の例で申し上げますと、年額4万9,800円でございます。火災の予防、鎮圧や地震、風水害等の警戒及び現場の対応等が出動した場合の手当は、1回当たり1,000円となります。また、火災現場での放水や風水害時に災害現場での土のうごしらえ等々の作業を行った場合は、危険手当として500円を加えた、1,500円が手当額というふうになります。

この手当を命の対価として比較することはできませんが、あくまでも参考ということになりますが、小田原市消防本部管内2市5町の平均を申し上げますと、一般団員の年額報酬につきましては、4万7,029円、同様な事案の出動手当につきましては、3時間以内で計算をさせていただくと、1,500円というふうになってるといふふうに聞いてます。

今後、御質問にありました団員に対する待遇につきましては、先ほどの消防団員の定員を含め、消防団のあり方について見直す時期となっておりますので、平成29年度から松田町消防団のあり方について話し合いを進めていく中で、報酬・出動手当等についてもあわせて再検証を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

6 番 飯 田 火災の多発期ということで、きのうから春の火災予防運動が始まりました。消防団は地域の防災に欠かせない存在であり、ふだんはサラリーマンや農業などに携わり、いざとなればすぐに現場に駆けつけ、活動に当たります。私の自治会でも2年連続で火災が発生しました。消防団の、そのときですね、活動を見ていまして、1回目はともかくとして、2回もあるとですね、本当に消防団の活動が大変だなというふうに感じました。まして、自分たちの町は自分たちで守るということをですね、考えのもとにやってるわけですけど、本当に地元を愛し、ボランティア精神に富んでなければ、この消防団活動っていうのは本当にできないことだどつくづく見て感じて思います。

それと、あと、昨年1月の神奈川新聞の記事によりますとですね、小田原市消防本部は昨年1月から12月、これは平成27年ですよ、昨年1月の記事ですから。火災は87件発生したというふうに載ってまして、火災による死者は

3人、負傷者は20人とふえた。種別では、建物火災が47件、車両火災が12件、その他の火災が28件ということなんですけど、先ほどの町長のほうの回答によりますと、平成27年は34件というふうな火災の件数が報告されましたけど、実際には新聞を読みますと87件というふうになっています。これは車両火災とか、ある部分が抜かれてるのかなというふうにはちょっと感じてるんですけど。この原因は火災が、火災・救急ともに増加というふうな記事の表題なんですけど、原因としては高齢化の進行などで救急件数がふえたり、そういうのも一つ原因ではないかというふうな内容の記事です。

それで、そういうふうな消防団のこう、活動に対して、消防団の定足数、140名ということなんですけど、今は9名少ないというふうな現状だそうなんですけど、全国の消防団員数はですね、昭和40年ごろは130万人を上回っていたようなんですけど、現在は87万4,000人余りということで、毎年数千人ずつ減っているというふうな消防庁のほうのデータがあります。また、昭和40年には20歳代の団員が全体の42.7%とほぼ半数を占めていたものがですね、最近では17.6%と5分の1をもう切っているというふうなことで、だんだん消防団も高齢化が進んでるのかなというふうには考えます。

なぜ団員数が減り続けているのかということ、いろんな分析結果あるんですけど、内閣府がですね、平成24年、全国の20歳以上の3,000人を対象に消防団について調査したデータがあり、その中で、消防団に入らないかと誘われても入らないと答えた人が72.6%もいたということですね。それと、あと勧誘に行ってもですね、4人勧誘して、1人受けてもらえるかどうかというふうな状況だそうです。もうそれはですね、理由としましては、体力がないとか、高齢である、あるいは、一番多かったのは、職業と両立しそうにないという答えがですね、約29.6%というふうなことで、最近では消防団員の71.6%がですね、もうサラリーマンだということで、会社勤めというふうな形だそうです。それで、通勤時間も町内ならともかく、時間をかけて遠くまで通勤してられる方もかなり多いというふうなことですね、それが実情だそうです。

それと、昨年の防災訓練、9月の頭にあるわけなんですけど、私の自治会では消火栓の取り扱いについて消防団のほうの指導のもとに、消火栓の放水訓練

をしたんですけど、ホースにですね、虫が食っていて、もうピュッピュッピュッピュッ、ホースから水が漏れちゃうというふうなことで、そのときには訓練だから別に支障ないからいいかなというふうな思いでいたんですけど、昨年11月の弥勒寺であった火災、これをですね、一等最初に駆けつけたのは当然地元の第5分団、消防団ということで、寄の消防団が一番早く現場へね、足柄消防が上がる前にもう駆けつけて消火活動を始めてるわけなんですけど、そのときにですね、最初つないだホースがやっぱりこう、ホースに虫が食ってた、水がですね、ピューピューピューピュー、もう漏れてたということで、急遽ですね、漏れないホースにこう、切りかえて対応したというふうなことです。このようにですね、劣化したホースの、例えば交換ですね、そういうものはですね、何か基準か何かあるんでしょうか。何か点検して、そういうホースは切りかえとかなないと、いざというときに役に立たないわけですよ。そうした場合の対応はいかがでしょうか。

安全防災担当課長 ただいま御質問いただきました消防団のですね、ホースの更新につきましては、穴があいてるとか、そういう状況はですね、月2回の点検の中で確認していただいてですね、症状が出てる場合はですね、町のほうで即時に交換する対応を今しておりますので、やはりですね、ふだん訓練をするときのホースとですね、やはりその後にですね、しっかり乾燥をさせてしまわないとですね、やはり水が残ってしまっていると、そこからですね、やっぱり劣化が始まってしまうということになりますので、その点につきましてはですね、団長のほうからですね、機械器具点検で使うホースとですね、実際のホースについてはしっかり分けてですね、対応するよう分団長会議でも指示をしていただいているところでありますので、ただいまの御質問にありましたホースの交換については、即時交換するような形とっておりますので、また町のほうでもですね、10本のホースを倉庫の中で保管してとっておりますので、御連絡いただければすぐ対応できるような形をとっております。以上でございます。

6 番 飯 田 ぜひですね、こういう、要するに練習ならいいんですけど、本番になってね、つないだら水が漏っちゃったというふうなことがないようですね、私なんかこう、見てまして、消防団の分団にあるホースは点検されてるかもしれない

んですけど、例えば消火栓の格納、ホース格納庫ですか、あの中に入ってるホースっていうのはほとんど点検してる、こう、姿を見たことないんですね、私の近所にもありますけど。ちょっとその辺をですね、もし機会があるときに消防団のほうにそういうところの点検もということをお願いしたいと思うんですけど、それは可能でしょうか。

安全防災担当課長　格納箱のですね、ホースの点検につきましては、秋の火災予防運動中に各分団で分団員の方が点検をしていただいておりますので、たまたま見かけられたことが、基本的には消防団員の方がお休みの日ということですね、実施をしていただいておりますので、そのときにですね、ホースの状況、筒先があるかどうか、格納箱が転倒しないかどうか等をですね、確認をしていただいておりますので、それでそこに問題があったのは全部こちらのほうの事務局のほうに御連絡いただきまして、それに応じたですね、対応ということで、基本的にはその問題になったところについては予算措置して、対応を実施しているところでございます。以上です。

6 番 飯 田　じゃあ、基本的には秋にその点検を行ってるということですよ。またひとつですね、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

それで、火災の、去年の11月火災の件に入りますけど、消火栓はですね、小田原消防のほうが優先的に使われて、地元の分団はですね、その消火栓を使えないために、防火水槽の水を使って放水したということで、非常にですね、そこ、近くに防火水槽があったんでね、よかったというふうな話を聞いてます。

それと、ことし、皆さん毎日のようにテレビで放映してたんでおわかりかと思うんですけど、埼玉県の上野原町のアスクルの物流センターで2月16日に発生した火災が幾日ももう、燃え続けたわけですよ。それで、4～5日後にですね、テレビでやってたのはですね、消火作業に使った水が上野原町の全世帯のね、1日分の水量に匹敵する水量を昼夜問わず放水してたわけで、使い切ったというふうなことね、私もちょっとそのニュースを見まして心配になったのは、寄地区にはですね、小さい貯水槽が幾つかあるわけなんですけど、もしちょっと火事が発生して、風か何かにあおられてね、類焼したような場合にはですね、消火栓の水っていうのは貯水槽からこう、水道管伝わってきてますんでね、そ

うしたときにすぐ水槽がもう空っぽになっちゃうのかなというふうなちょっと心配がちょっと頭の中をよぎったんですけど、その辺は、もしそういうふうなケースになった場合には、対応というのはどういうふうに考えておられるのでしょうか。

安全防災担当課長　大きな建物の状態ですね、松田町の中であれほど大きい倉庫というのは、なかなかないというふうには理解はしていますが、もしも火が大きく広がってしまったという場合にですね、どれだけどのような対応ができるかということになりますと、細かいどのくらい、何時間出せるとか、そういうようなところはこちらの安全防災担当室のほうとしては、まだそのところまでの何時間出せるとか、そういうところまでの把握はしておりません。

それとですね、もし実際にそういうような火事になった場合にですね、実際にある消火栓とですね、それプラス神奈川県消防の応援協定に基づきましてですね、間に合わない場合にはやはりヘリコプター等の活用もですね、ちょっと、相当大きな火事、当然山火事等も含めてですね、そういう場合はやはり川崎、横浜市ですね、ヘリコプターでの空中散布というのもある程度は当然やろうかというようなことも、実際にそういう一歩手前まで行ったことも過去ありましたので、そういう対応ということになりますので、やはりですね、一番大事なのは大きな火にならないようにですね、早目早目の消火ということでですね、迅速な対応を心がけるような形をとったですね、大火にならない対応ということで考えております。以上です。

6 番 飯 田　またですね、こういう火災、かって寄でも戦後2回ですか、大きい火災があってもう何十軒もね、燃えたというふうな事例もありますんでね、ぜひ今度貯水槽をつくる時にはですね、ちょっと大き目のそういう対応ができるようなね、貯水槽をちょっと頭の中入れといていただきたいというふうに思います。

3番の質問に入ります。東日本大震災ではですね、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198名もの人が殉職しました。また、松田町でも昭和36年、消防団の出動中の事故によりまして、4人が殉職されております。このように、本当に一歩間違えば消防団活動というのはもう本当にボランティア精神に基づいたものであっても、本当に命がけのね、もう仕事だと思っんですね。

昨年11月の弥勒寺自治会で起きた火災でもですね、やっぱり地元の消防団、これがやっぱりいち早く、どこでもそうなんでしょうけど、やっぱり地元の消防団っていうのはいち早く駆けつけてですね、特に11月の火災には昼間、午前中ということで皆さん会社へ行って職場で仕事をしてる中でもですね、途中で職務を、仕事をね、していた人たちも仕事をほっぽり出してですね、職場から駆けつけて消火作業に従事していたというふうなこともありますし、先日の松田町のアパートでもですね、ちょうど私なんか昼飯を食べに行った食堂がですね、その人の、その食堂のマスターがですね、消防団員であったために消防のほうへ駆けつけちゃって、店はちょうど昼飯時で書き入れの時間帯ですよ。それでも商売、閉店をして、駆けつけて、一番売り上げのある時間をね、売り上げがなくなっちゃったというふうなことで、みんな自分の店を犠牲にしてまでもね、消火作業に駆けつけているわけなんですね。それで、また鎮火した後もですね、警戒が解除されるまで地元の分団警戒に当たるとか、意外と地元のこう、分団の仕事っていうのはちょっと目に見えないところもかなりね、あるのかな、消せば終わりですぐ引き上げるというんじゃなくて、そういうふうな仕事も含まれると。

そのような命がけの仕事に対するですね、手当についてお伺いします。寄でも丹沢山塊を抱えてるということで、以前山での遭難救助にですね、捜索に駆り出されたといふふうなことで、日当というか、手当はどのくらい、山岳救助の場合ね、どのくらい出るかわかりますか。前ありましたよね、実際にね。

安全防災担当課長 すいません、ちょっと山岳救助のですね、手当につきましてはですね、ちょっと私の記憶で申しわけないんですが、約1万円だったと思います。ただ、その1万円は行方不明を依頼した御本人さんがお支払いになるということになりますので、町でお支払いするという形でなくて、あくまでも行方不明の方を捜してくださいという依頼をされた方からお支払いをしていただく形になります。以上です。

6 番 飯 田 山岳救助の場合には、遭難してから幾日かはこう、公的な機関で、例えば消防とか、警察署が捜索するんですけど、それを過ぎて、過ぎても見つからない場合で相変わらず遺族の方がですね、遺族、亡くなってないからその時点で遺

族とは言えないんですけど、関係者の方がもう少し搜索続行と言った場合には個人的な費用はかかるけど、幾日かは消防とか警察のほうでこう、やってもらえるわけですよ。そのときに消防のほうに依頼、消防団のほうにですね、地元の消防団のほうに依頼された場合はどのぐらいかというふうな質問なんですけど。

安全防災担当課長 基本的にですね、消防団、ちょっと町内とかですね、また少し山の畑のほうに行ってまだ帰ってこないとかいう場合にですね、もし消防団に出動していただいた場合には、先ほど御説明させていただいたとおり、1回1,000円という形になります。どこまで捜しに行くかというところにつきましては、その、先ほどの山岳救助の救助体制になるか、基本的に市街地、または畑のところによってですね、ところの消防団の搜索に関しては1回1,000円ということになります。以上です。

6 番 飯 田 いや、実は何年か前に遭難して、救助というか、搜索ですね、捜し行った人の話聞くと、2万円もらったっていう話を聞いてるんで、ちょっとどういうふうな違いがあるのかね、その人の勘違いなのか、2日出て2万円なのか、その辺ちょっとよくわかんないんですけど、そういうふうな話がありました。

それと、出動手当が今1回当たり1,000円、危険手当が500円となっていますが、消防庁のですね、報酬及び手当の中で、消防団員報酬等の地方交付税算入額というのがあるんですけど、これを見ますとですね、出動手当1回当たり7,000円ってなってるんですね。この地方交付税の算入額は7,000円を出しておきながら、実際出動した人に対する支払いが出動手当1,000円の、基本手当500円の、合計1,500円ということなんですけど、これはどういうふうなことになっているのでしょうか。

安全防災担当課長 確かにですね、そこの手当だけを見れば確かに今、飯田議員がおっしゃるとおりなんですけど、一般団員につきましてはですね、交付税算入額につきましてはですね、基本的には3万6,500円ということで、松田町の一般団員の方に関してはですね、1万3,300円以上多く、多くという言い方も大変失礼ですけど、多く出してるということになりますんで、あくまでも出動手当だけを見ますとそういう形になりますが、やはり団長クラスになると国の基準と比べましても

15万7,000円ほど高く町のほうからはお支払いをしてるというような形になっておりますので、なかなか報酬とですね、日当とですね、基本的な考え方として、報酬がある程度金額がよくて、ちょっと言い方が変ですけど、時間外の手当が少なくなってるか、時間外の手当は高くなって基本給が安くなってるかというような、簡単に言いますとそのような今バランスでですね、多分松田町と国の基準というところが、国の基準はちょっと時間外のほうが高くなってるけど、基本給のほうが安くなってますよという形になってますので、先ほど言いましたように1カ所だけを見るのではなくてですね、全体の報酬とですね、出動手当のバランスにつきましてはですね、先ほど町長答弁にもありましたように、来年度いろいろな方の御意見をお伺いしながらですね、その内容について適正なのかどうかも含めてですね、検討していく中で答えを導き出していきたくて、こう考えております。以上です。

議 長 政策推進はいいですか。

6 番 飯 田 それは例えば団員、これを見てますと団員は地方交付税算入額が3万6,500円で実際団員には4万9,800円、松田町の条例では出すようになってます。それで、こういうふうには上回るのはいいと思うんですよね。だけど、地方交付税の算入額っていうのは国のほうでもですね、1回出動したら危険を伴う作業でもあるし、このくらい妥当だということでこの地方交付税の算入額っていうのは決められてるんじゃないですか。

安全防災担当課長 ちょっと算入額の金額はですね、あくまでも国の基本的な考えの基準ということで出てるかと思うんですが、神奈川県下でもですね、一番この出動手当の一番大きいところ、金額の多いところでも、川崎市の3,500円です。それでですね、ただし、川崎市の場合、一般の団員ですね、年間の報酬は2万2,000円です。ということでですね、なかなか先ほど言いましたように全体のバランスということになりますので、あくまでも国の7,000円、7,000円が先に言った、それも1つの考え方ではあるかと思うんですが、そこのところがですね、あくまでも交付税で算定という基準にはなってるということでございますが、町のほうとしましては、先ほどお答えしたとおりですね、よくいろんな方の御意見をお伺いしながら中身の再検討を進めていきたいということでですね、余りそ

の7,000円ということに、こういう言い方しては失礼なんですけど、その7,000円という金額でなくてですね、あくまでも消防団員の皆様が、先ほど飯田議員もおっしゃっていただいたボランティア精神でやっていただいている中でもですね、御理解いただける線をですね、探しながらですね、そういうところですね、先ほど言いましたようにある程度の金額というところを町も、それから消防団もいろいろな方の御意見をお伺いしながら調整していきたいと、このように考えております。以上です。

6 番 飯 田 本当にですね、先ほども言いましたように、危険と隣り合わせの仕事ですので、十分ですね、国がね、こんだけ交付税算入で交付税、町でもらってるわけですね。それをもうがらがらぼんで、じゃあこういうふうに持ってくんじゃなくって、きちっとですね、その危険に見合ったような手当をですね、支給していただけたらというふうに思いますんで、今これからちょっと見直しをしたいというふうなことです、その辺でこういう意見があったということですね、ちょっと生かしていただければというふうに思います。

それとあと、先ほど町長のほうの回答でもありましたように、消防団を応援する事業ということで、松田町、3店舗ばかし消防団割引したりですね、そういうふうな店があるというふうなことなんですけど、今やっぱり消防団の、昔のですね、若い人が消防団に加入してボランティア精神を発揮して消防団活動をしようというのと、今の若い子っていうのはもう本当に自己中心っていうかね、そういうふうな方もおられるようで、いろいろ考え方違うんですけど、ぜひですね、地域社会がですね、消防団とその家族を支えようというね、取り組みをしている市町村がかなり今はふえてるというふうなことですね、静岡県の長泉町ですか、三島の隣なんですけど、そこはですね、商工会と連携して消防団応援事業を始めて町内ですね、50店舗余りの店が消防団員の身分証明書を提示することによって、飲み屋とか、あるいは品物を購入するときですね、5%の割引があるというふうなサービスとかですね、ほかにも全国的にもいろんなところがですね、こういうものを取り入れて少しでも消防団に対する日ごろの感謝の気持ちをあらわそうというふうな活動をね、広がってるというふうなことなんです。

ぜひ松田町もですね、商工会を通してそういうふうな交渉をしていただいでですね、消防団の方が、飲み屋意外と多いんでね、飲みに行けばそこで消防団の身分証明書を提示すればね、例えばビール1杯余分に飲めるとか、あるいはかかったお金ですね、5%を割引いてもらおうとか、そういうふうなひとつ交渉をしていただきたいなというふうに思います。そうすることによってまたね、松田町の商工会のほうの売り上げもね、ふえていけばこれまたいいことなのかなというふうに思ってますんで、ぜひその辺もですね、あわせて消防団員の福祉というふうな面でもね、ちょっと交渉してみる価値があるのかなというふうに思いますけど、お考えはいかがでしょうか。

安全防災担当課長 先ほどのですね、町長答弁の中でですね、平成29年度から松田町商工振興会の御協力をいただいて、松田町消防団員応援の店制度をですね、実施していきたいということで御回答させていただいてますので、そこに倣ってですね、商工会さんの御協力をいただきながら実施していくということでですね、今進めておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。以上です。

6 番 飯 田 以上で時間も来ましたんで終わりたいと思いますけど、地元の念願でありました町道寄10号線の拡張・改良工事がですね、始まりまして、完成の暁にはですね、今まで消防車・救急車が入れないような状況だったのが、ここで工事が完成しますとね、入れるようになって進入もできますし、当然、寄地区周辺ですね、安心・安全の向上がですね、また一段と図れたことを感謝いたしまして、私の質問を終わらささせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 以上で、受付番号第8号 飯田一君の一般質問を終わります。